

令和5年度 入札制度の変更について
(令和5年6月1日)

廿日市市総務部契約課

はじめに

廿日市市では、入札・契約制度について、透明性、公平性、競争性を確保する観点から毎年見直しを行っています。令和5年度においては、次のとおり入札・契約制度の変更を行います。

目 次

- 1 廿日市市工事成績条件付一般競争入札の見直しについて (P 1)**
市発注工事における工事品質と優良な企業の受注機会の確保を図るため、工事成績条件付一般競争入札を見直します。

廿日市市工事成績条件付一般競争入札の見直しについて

1 趣旨

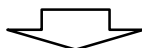
市発注工事における工事品質と優良な企業の受注機会の確保を図るため、工事成績条件付一般競争入札を、次のとおり見直します。

2 改正内容

工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする者に必要な平均工事成績評定点を改正します。

(改正前)

- (1) 参加しようとする入札と同じ工種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び水道施設工事の場合にあっては、当該4工種全ての工種とする。以下同じ。）の廿日市市建設工事成績評定要領（平成20年告示第128号。以下「評定要領」という。）に基づく当該入札公告日の属する前3年度間の平均工事成績評定点が、**77.5点以上**であること。
- (2) 参加しようとする入札と同じ工種の評定要領に基づく当該入札公告日の属する前年度の工事成績評定点に65点未満がないこと。
- (3) 当該入札公告日が令和5年4月及び令和5年5月の場合は、(1)の「前3年度間」を「前々年度以前3年度間」に、(2)の「前年度」を「前々年度」に読み替えるものとする。



(改正後)

- (1) 参加しようとする入札と同じ工種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び水道施設工事の場合にあっては、当該4工種全ての工種とする。以下同じ。）の廿日市市建設工事成績評定要領（平成20年告示第128号。以下「評定要領」という。）に基づく当該入札公告日の属する前2年度間の平均工事成績評定点が、**78点以上**であること。
- (2) 参加しようとする入札と同じ工種の評定要領に基づく当該入札公告日の属する前年度の工事成績評定点に65点未満がないこと。
- (3) 当該入札公告日が令和6年4月及び令和6年5月の場合も、(1)及び(2)と同様とする。

3 施行期日

令和5年6月1日以降に公告する工事成績条件付一般競争入札から適用します。

4 その他

工事成績条件付一般競争入札で求める平均工事成績評定点は、令和5年度は78点としたうえで、令和6年度を目標に79点を目指します。